

入院時の食事代/居住費

入院時の食事代は、他の医療費とは別枠で定額自己負担となります。

残りは健康保険が負担します。入院時食事療養費の自己負担額は次のとおりです。

(入院時の食事代・居住費は、高額療養費の支給対象にはなりません)。

障害者認定を受け、福祉医療費受給資格者証の発行を受けている方は減額認定証の発行がある場合に限り自己負担金が市町村負担となり、免除されます。

加えて、療養病床に入院する 65 歳以上の方(指定難病 及び 老齢福祉年金受給者の方を除く)は光熱水費＝居住費として 1 日 430 円の標準負担が生じます。

1.一食あたりの食事代

1	一般加入者		1 食あたり 550 円 * 指定難病の方 330 円
2	住民税非課税世帯 (70 歳以上の方は低所得Ⅱ)	90 日までの入院	1 食あたり 270 円
		90 日を超える入院	1 食あたり 220 円
3	住民税非課税世帯のうち、所得が一定基準に満たない 70 歳以上の人(低所得Ⅰ)		1 食あたり 130 円 (療養病棟では医療区分により 160 円)

※住民税非課税世帯であってもマイナ保険証(オンライン資格確認)、もしくは『健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証』を医療機関に提示しないと減額されません。
マイナ保険証または『健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証』を医療機関に提示しなかった場合には、一般加入者と同じ額を負担していただくことになります。

※90 日を超える入院とは『健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証』の交付を受けている人が、過去 1 年以内に入院した日数の合算です。
(「長期認定」は、90 日を超えた時点で申請が必要です)。

※『70 歳以上』の適用開始日について

月の初日生まれの方は、70 歳の誕生日から、それ以外の方は、70 歳の誕生月の翌月初日から適用されます。

当院では入院時食事療養Ⅰの届出を行っており、管理栄養士により管理された食事を適時(夕食に関しては 18 時以降)適温にて提供しております。